

汚水処理施設の維持管理業務について

1.汚水処理施設の維持管理業務とは、次の義務をいう。

- (1) 施設の正常な運転に関する義務
- (2) 施設の保全に関する義務
 - 1) 施設各部の損傷及び減失を促進する要因を排除する義務
 - 2) 施設各部が最良の条件のもとで稼働するための作業
 - 3) 施設各部の軽微な補修等
- (3) 施設の保守点検及び機能管理に関する義務
 - 1) ポンプ類、送風機などの電圧、電流、給油状態、異常音の有無、振動の有無、軸受の発熱の有無、ポンプ類の揚水状況、レベルスイッチの点検調整。
 - 2) ブロー一等の油脂類の補給はメーカー指定のものを使うこと。
 - 3) オイル、グリース、ベルト等その他それに類するものは消耗品として考慮すること。
 - 4) スクリーン及び沈砂池の状況、それに伴うスクリーン及び土砂の場外搬出作業。
 - 5) 曝気槽混合液の色相、臭気、水温、水素イオン濃度等。
 - 6) 沈殿池におけるスカムや汚泥の浮上の有無、曝気混合液の流入状況、越流セキの状況等。
 - 7) 処理水の水温、色相、臭気、透明度、水素イオン濃度等簡易水質検査。
 - 8) 放流水の状況、測定、残留塩素検査、消毒薬品の有無とその補充作業。
 - 9) 点検の結果、異常や故障を発見した場合は、その対策を図る。
 - 10) 処理施設の汚泥引き抜き(引き抜き時期については担当者と連絡調整のこと)。
※汚泥引き抜きに関する費用は受託者の負担とする。
- (4) 処理装置に関する業務
 - 1) 曝気層内の汚泥濃度の監視、溶存酸素量の測定、操作。
 - 2) 処理水に適する消毒薬品注入の業務。
- (5) 清掃に関する業務
 - 1) 処理層など設備各部が最良の条件のもとで稼働するための清掃業務。
 - 2) 沈砂池内の土砂かきあげ及び場外搬出と清掃業務。
 - 3) スクリーンにつく爽雑物の除去と清掃業務。
 - 4) 機械室内、処理施設敷地内の清掃業務。
- (6) 法令に基づく放流水の水質検査を行い、その試験結果を委託者に提出する。

2.業務を実施した都度、「浄化槽管理状況報告書」を速やかに委託者に提出すること。

3.施設各部の機能が、一定時間あるいは長時間にわたって停止するような事故が発生した場合は、委託者へ速やかに報告する。

4. 次の事項については、応急措置を施すとともに、状況並びに原因を速やかに報告し、委託者に助言する。

- 1) 不測の事故。
- 2) 施設の補修及び改良。

5.施設につき、委託者が計画的または特別に補修しようとする場合は、これに協力すること。

6.管理者の許可なく無断立ち入りによる、処理場内に生じた事故については責任除外とする。

7.その他業務上生じた疑義については、担当者と協議し処理していくこと。